

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-33
処分の種類	公益上の必要による漁業権行使停止中の漁業許可の変更、取消、行使の停止			
根拠法令条例等・条項	漁業法第36条第4項で準用する第39条第1項			
処分の概要	漁業権者が漁業権行使停止中に認められた漁業について、公益上の必要による許可の変更、取消、行使の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止) 第三十九条 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			